

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、 県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、 県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が、前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

3 甲は、費用の負担及び支払その他実施に関する契約を別途丙と締結するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては兵庫県都市住宅部都市建設課 乙においては社団法人プレハブ建設協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1階甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙津に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1階甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は平成 年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (都道府県)

乙 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 6 号東京倶楽部ビル
社団法人 プレハブ建築協会
会 長 辻 昇 平

17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧

17 - 1 全般

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく応急対策用資機材の提供等に関する要領（再掲 p.32 参照）

災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建設部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県度整備部長（以下、「各構成機関」という。）は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

（目 的）

第 1 条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

（応援の要請）

第 4 条 災害が発生した場合は、必要に応じ書く構成機関は、近畿地方整備局企画部へ高等又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

（応援の実施）

第 5 条 近畿地方整備局は、第 2 条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」に

よるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

(要請によらない応援)

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第7条 要請を基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年6月14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長

福井県土木部長

滋賀県土木交通部長

京都府土木建築部長

大阪府土木部長

兵庫県県土整備部長

奈良県土木部長

和歌山県県土整備部長

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長(以下「甲」という。)と市町村長(以下「乙」という。)は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応(以下、「応援」という。)を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

(応援の実施時期)

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 市町村内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 市町村内に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(応援の内容)

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供(リエゾン[情報連絡員]含む。)
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害対策派遣隊含む)
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

(リエゾンの派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(リエゾンの受け入れ)

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場

合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 年 月 日

甲 近畿地方整備局長

乙 (市町村長)

17 - 2 水道

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（再掲 p.86 参照）

近畿 2 府 5 県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（再掲 p.91 参照）

18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書（再掲 p.94 参照）

18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書同実施細目（再掲 p.96 参照）

近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の 相互応援に関する覚書

近畿2府4県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。）内において、地方公共団体が営む工業用水道事業者（以下「事業者」という。）は、地震等による災害が発生し、被災した事業者独自ではその対応が困難な場合に、事業者間の相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、この覚書を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 資機材の提供
- (3) その他、被災した事業者から要請のあった事項

（代表事業者）

第2条 応援を円滑に実施するため、各府県の区域を一つの圏域とし、各圏域を代表する事業者（以下「代表事業者」という。）を次表のとおり定める。

圏 域	代 表 事 業 者
福 井 県	福井県営工業用水道事業者
滋 賀 県	滋賀県営工業用水道事業者
京 都 府	京都府営工業用水道事業者
大 阪 府	大阪府営工業用水道事業者
兵 庫 県	兵庫県営工業用水道事業者
和歌山県	和歌山県営工業用水道事業者

2 代表事業者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 圏域内の事業者の被災状況及び応援要請への対応能力の把握
- (2) 応援に関する圏域内の事業者間の連絡調整
- (3) 応援に関する圏域間の連絡調整

（応援主管圏域等）

第3条 応援活動を円滑に実施するため、応援を担当する応援主管圏域及び応援主管圏域を補佐する応援副主管圏域を次表のとおり定める。

被 災 圏 域	応 援 主 管 圏 域	応 援 副 主 管 圏 域
福井県	滋賀県	京都府
滋賀県	京都府	福井県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	和歌山県
兵庫県	大阪府	京都府
和歌山県	大阪府	兵庫県

（圏域内への応援要請）

第4条 応援を受けようとする事業者（以下「被災事業者」という。）は、圏域内の他の事業者に応援を要請することができる。

2 応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、後日、文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の規定により応援を要請した被災事業者は、代表事業者に応援の要請について通知しなければならない。

(圏域外への応援要請)

第5条 被災事業者は、圏域外の事業者に応援を要請しようとする場合は、代表事業者と調整しなければならない。

2 圏域内の代表事業者は、前項の規定による調整により、圏域外からの応援が必要と判断した場合は、応援主管圏域の代表事業者に対し、応援の要請をしなければならない。

3 前条第2項の規定は、圏域外の事業者に応援を要請する場合について準用する。

(圏域外からの応援要請への対応)

第6条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災事業者、被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者と調整の上、他の事業者に対して応援の要請をすることができる。

2 前条第2項の応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者、応援を行う事業者（以下「応援事業者」という。）、通商産業省近畿通商産業局（以下「近畿通産局」という。）、社団法人日本工業用水協会その他関係者と調整の上、被災事業者に対し、応援の内容を連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援事業者の負担とする。

3 応援職員が業務上、第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものは被災事業者が、被災事業者への往復の途中で生じたものは応援事業者が、賠償の責めに任ずる。

4 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請のあった場合には、応援事業者は当該経費を一時立替え支弁するものとする。

(緊急調査等)

第8条 代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震、又は激甚な災害が発生した場合には、速やかに自己を含む圏域内の応援要請への対応能力について調査しなければならない。

2 代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震又は激甚な災害で通信が途絶し、被災事業者及び被災圏域の代表事業者と連絡がとれない場合には、速やかに被災事業者等に職員を派遣し、応援の実施に必要な情報を収集する。

(物資等の携行)

第9条 応援事業者は、第4条及び第5条に規定する要請又は前条の規定により、被災事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の整理)

第10条 事業者は、応援を円滑に実施するために必要な資料を整理しておくものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この覚書に基づく応援を実効あるものとするため、事業者は平素から近畿通産局その他防災関係機関及び部局と十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

(応援連絡会議の開催)

第12条 相互応援に関する情報交換等を実施するために、応援連絡会議を開催する。

(幹事等の選任)

第13条 前条に規定する応援連絡会議を円滑に実施するため、事務局を担当する幹事及び副幹事(以下「幹事等」という。)を、代表事業者からそれぞれ1名ずつ選任する。

2 幹事等の任期は4年とし、再選を妨げない。

3 幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。

(その他)

第14条 この覚書の実施に関し必要な細則事項は、別に協議して定めるものとする。

2 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附 則

この覚書は、平成10年11月20日から適用する。

この覚書の交換を証するため、本書20通を作成し、各事業者が記名押印の上、各自1通ずつを保有する。

平成10年11月20日

福井県企業管理者	石井 圭治
武生市長	三木 頼男
金津町長	川瀬 宏
上中町長	霜中 衛
滋賀県公営企業管理者企業庁長	深尾 宗孝
京都府企業局長	竹内 賢樹
大阪府企業管理者	松井 満広
大阪市工業用水道事業管理者	横内 利光
大阪臨海工業用水道企業団企業長	關 淳一
兵庫県公営企業管理者	津田 貞之
神戸市水道事業管理者	小倉 晉
尼崎市水道事業管理者	石本 操
西宮市水道事業管理者	平瀬 和彦
伊丹市水道事業管理者	近井 一雄
高砂市水道事業管理者職務代理者	
水道事業所長	中野 健藏
福崎町長	嶋田 正義
生野町長	羽瀧 康夫
和歌山県公営企業管理者職務代理者	
和歌山県企業局長	西浦 昭人
和歌山市公営企業管理者	宮本 忍
桃山町長	山下 忠男

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

平成24年11月1日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については第10項に記載の事項又は全国ルール第4条に記載の事項とする。広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

(1) 支援体制の設立条件

近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合

近畿ブロック内で震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表2により支援要請があった場合

(2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表1に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」(以下「対策本部」という。)を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

(3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

「 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策本部長代行として指名できる。

副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土

木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策副本部長代行として指名できる。

対策本部員

別表 1 に定めるものとする。

対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

対策本部長は、震度 6 弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、次に掲げる本部員に参加を要請する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長（第 3 項（2）で支援要請された場合）

エ 対策本部長が必要と認めた者

対策本部長は、震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表 2 により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項と同様に支援要請を行う。

対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、別表 1 の対策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。

対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。

対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別紙 2 の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

対策本部長は、平成 18 年 4 月 26 日付け「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害支援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な支援活動が実施できるよう、同府県協定第 2 条に定める応援主管府県と緊密な連絡調

整を図るものとする。

また、場合によって同府県協定第6条に定める応援・支援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、応援・支援する府県の負担とする。

大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成22年9月30日付け「20大都市災害時相互応援に関する協定」による。

副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策副本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。

下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。

（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

(1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項(5)に基づく総合調整の上、対策副本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

対策本部の設置に関すること。

被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

支援計画の立案に関すること。

被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。

被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

応援・支援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項(3)に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。

調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。

下水道対策本部の解散に関すること。

その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を行う。対策副本部長は、事務を円滑に処理するために、第2項(5)に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。なお、（公社）日本下水道協会は主に の「近隣ブロックへの支援調整に関すること」に係る連絡調整や、 に係る被災直後の状況把握（現地調査）等を行うものとする。

本部員の参加要請に関すること。

近隣ブロックへの支援調整に関すること。

大都市への支援調整に関すること。

その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同

可能な資機材等について報告する。

- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項(5)に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

5 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。

- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル - 2006年版 - 」及び「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアル - 2006年版 - 」を参考にする。

6 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。

- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援部隊の編成及び指示・総括を行う。

- (3) 支援隊は、被災した自治体による宿泊施設等の調整が整うまでの間、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。

- (4) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援・支援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

- (2) 応援・支援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。

- (3) 応援・支援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援・支援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援・支援隊が入る場合は、対策本部

が現地応援総括者を指名する。

- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援・支援活動が行われるよう応援・支援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援・支援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、応援・支援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な応援・支援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援・支援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、応援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

11 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年1回第1四半期に、別表3に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議(以下「支援連絡会議」という。)を開催する。

- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員(以下「構成員」という。)の持ち回りとし、兵庫県 福井県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。
大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

1.2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間はもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。
- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。
また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。
- (3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成21年9月2日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成22年9月6日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成23年9月9日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成24年11月1日から適用する。

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ 実施細則

(趣旨)

第1 この実施細則は、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 支援連絡会議構成員は、連絡担当部課名、担当責任者及び連絡窓口担当者の職氏名、電話番号、緊急連絡電話番号、下水道関係部局の人数、支援に提供可能な資材、機器、車両等をあらかじめ支援連絡会議事務局に連絡する。

2 事務局は、支援連絡会議構成員及び連絡窓口担当者の連絡体制及び夜間・休日等緊急連絡体制、資器材・車両等のリストを整備し、構成員に周知する。

(支援要請の手続き)

第3 支援を要請する府県下水道担当課長は、次の事項を可能なかぎり明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする支援内容
- (3) 支援場所
- (4) 支援の期間
- (5) 現地への交通・アクセス情報、宿泊施設の斡旋
- (6) 資機材リスト(マンホール蓋開器具等)、水・食糧事情
- (7) その他、必要な事項

(中継基地の設置)

第4 前線基地との連絡・情報及び物資の支援等を補佐するため、必要に応じて中継基地を置く。

2 中継基地は、原則として、被災した府県に隣接する府県に設置する。

3 中継基地の長については、設置された府県下水道担当課長とする。

4 中継基地の長は、被災自治体と連絡をとりながら、支援活動が円滑に進むよう前線基地を支援する。

(前線基地の設置)

第5 前線基地を提供する自治体は、対策本部に前線基地の位置、規模、施設内容等を連絡する。

(前線基地の運営)

第6 前線基地の運営は、原則として前線基地提供自治体が行うものとする。

2 対策本部は前線基地の運営を補佐する。

(費用負担)

第7 申し合わせ「第9項」に定める費用負担については、次のとおりとする。

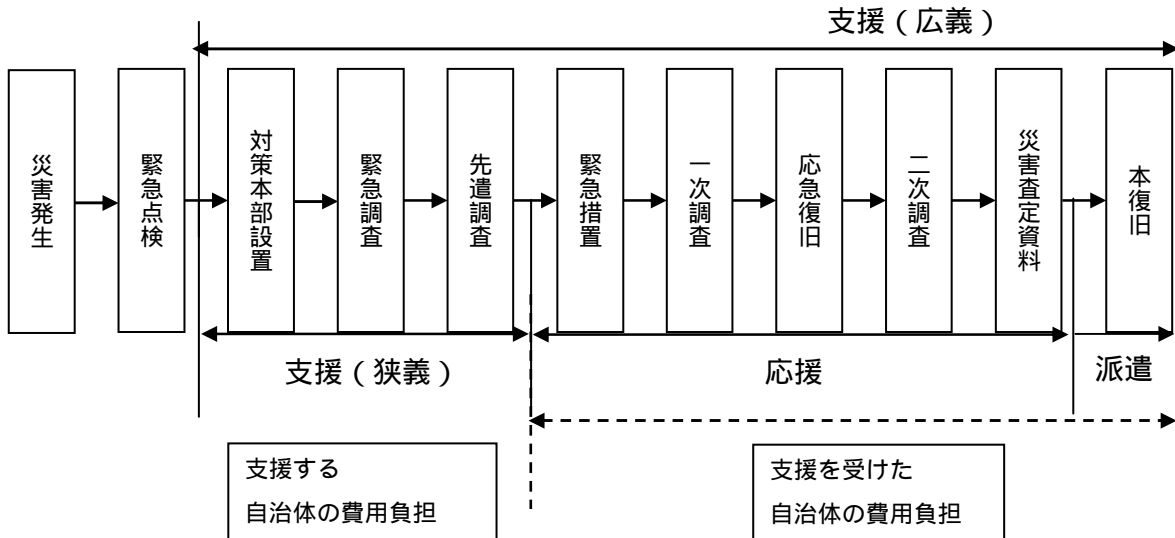
- (1) 支援を受ける自治体が負担する経費の額は、支援する自治体が定める規定により算定した当該支援する自治体職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 支援する自治体職員が支援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における

公務災害補償に要する経費は、支援する自治体の負担とする。

但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、支援を受ける自治体の負担とする。

(3) 前2号に定めるもののほか、支援する自治体職員に要する経費については、支援を受ける自治体及び支援する自治体が協議して定める。

(4) 費用負担区分については、次のとおりとする。



(広域支援)

第8 申し合わせ「第3項(2)」に定めるアドバイザー都市については、支援活動の補佐、支援調査隊への調査方法のレクチャー、被災自治体・支援隊との調整、技術アドバイス等を行うものとする。状況に応じて先遣隊からアドバイザー都市に移行するものとする。

なお、先遣隊としては現地情報の入手、被災状況の把握、支援規模の算定、支援体制構築の補佐等を行うものとする。

(事務局の運営)

第9 申し合わせ「第11項」に定める会議開催の幹事府県と大阪府の事務分担の詳細は、別表-1のとおりとする。

(その他)

第10 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付 則

この実施細則は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成19年8月27日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成20年9月11日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成24年11月1日から適用する。

下水道事業における災害時支援に関するルール

平成 8年 1月制定

平成 24年 6月改定

災害時支援に関する検討委員会

第1章 総 則

(目的)

第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」という。)は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 東京都及び政令指定都市(以下「大都市」という。)は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(以下「大都市ルール」という。)」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応するものとする。

(1) 北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、(新潟県)

(2) 関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)

(3) 中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、(福井県)、(滋賀県)

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、(三重県)、(徳島県)

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、(山口県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」)

という。)

- (2) 日本下水道事業団
- (3) 都道府県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市
- (5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市(以下「大都市窓口」という。)
- (6) ブロック会議で選出した市町村
- (7)(財)下水道新技術推進機構
- (8)(一社)全国上下水道コンサルタント協会
- (9)(一社)日本下水道施設業協会
- (10)(公社)日本下水道管路管理業協会
- (11)(一社)日本下水道施設管理業協会
- (12) 全国管工事業協同組合連合会
- (13)(公社)日本下水道協会

(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

- (1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。
- (2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。
- (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。
- (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
- (5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。
- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関する事。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関する事。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

(災害時支援全国代表者連絡会議)

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議(以下「全国代表者連絡会議」という。)を設置する。

2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、(公社)日本下水道協会とする。

- (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック連絡会議幹事
- (4) 大都市窓口

(5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体

3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。

(1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関すること。

(2) ブロック間の連絡調整に関すること。

(3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

(1) 震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

(3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘察し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。

3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。

4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局等に速やかに連絡するものとする。

5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。

6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

ただし、下水道対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック連絡会議幹事等を下水道対策本部長代行として指名できる。

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社)日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる本部員の参加を要請する。

- (1) 被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
- (2) 大都市連絡窓口
- (3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長（第8条において支援要請された場合）
- (4) 下水道対策本部長が必要と認めた者

3 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

（下水道対策本部の業務）

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (5) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (6) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (7) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (8) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (9) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (11) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (12) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第9条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

なお、（公社）日本下水道協会は主に（2）の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、（4）に係る被災直後の状況把握（現地調査）等を行うものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

（国土交通省の役割）

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル - 2006版 - 」及び「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアル - 2006年版 - 」を参考にする。

(前線基地)

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

(被災した自治体の役割)

第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

(全国ルールの変更)

第15条 全国ルールの変更は、(公社)日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

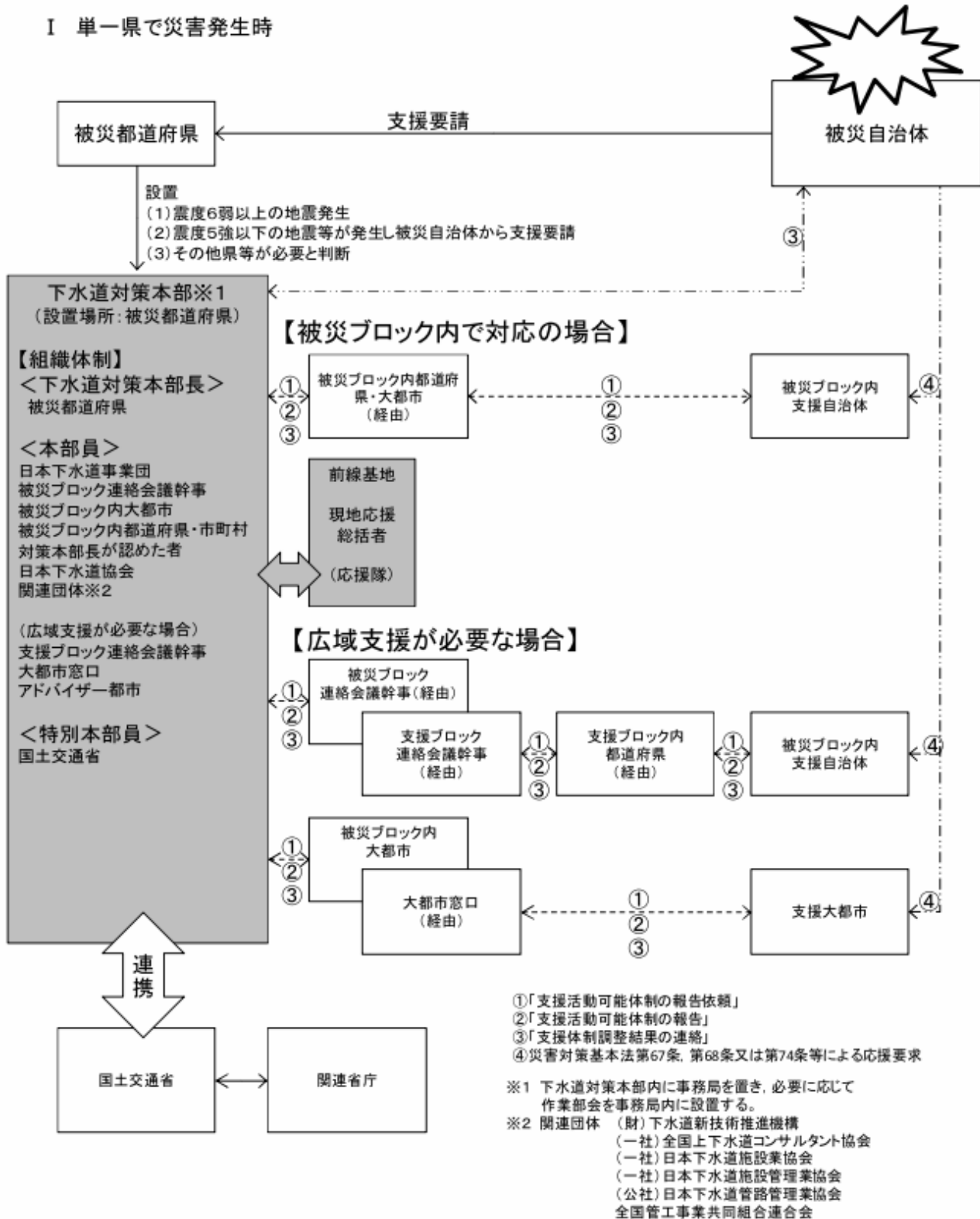
(その他)

- 第 16 条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。
- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
 - 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

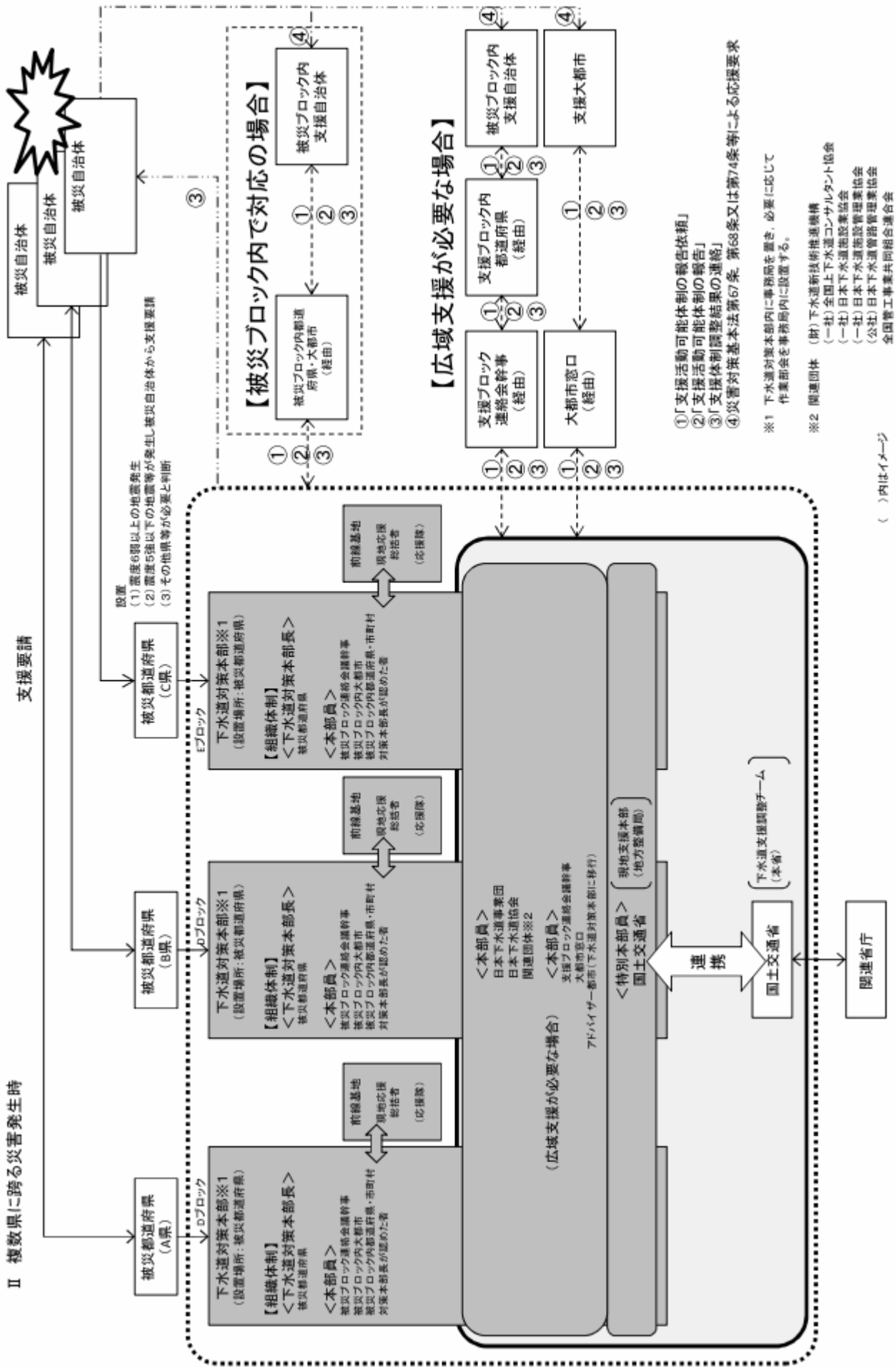
参考資料 - 1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー

参考資料－１ 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー

I 単一県で災害発生時



II 複数県に跨る災害発生時



下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するル - ル

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、平成22年9月30日大都市間で締結した「20大都市災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このル - ルを作成する。

（ル - ルの適用）

第1条 本ル - ルは、震度6弱以上の地震時に適用する。また、その他の大規模災害の場合においても、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からの要請があった場合は、本ル - ルを適用する。

2 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表 - 1のとおり情報連絡総括都市を置く。

なお、被災都市は支援要請の有無に関わらず、発災後すみやかに情報連絡総括都市に被災状況等を連絡するものとする。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。

6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表 - 2のとおりとする。

7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

（現地指揮連絡体制）

第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。

3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。

なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表 - 3 のとおりとする。

4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。

5 支援開始後の情報連絡体制は、表 - 4 のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。

3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。

(1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等

(2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等

4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。

5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。

6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

3 支援隊集積基地の運営に係る費用については、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、支援要請都市が負担するものとする。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。

4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(台帳システムの互換性)

第10条 被災都市と互換性のある台帳システムを有する大都市は、緊急時に台帳システムを提供する。

- 2 各大都市は、同時に被災する可能性の少ない大都市と台帳システムの互換性を高めるよう努める。
- 3 台帳システムに互換性のある大都市間において、緊急時に備えた協力協定を結ぶものとする。
- 4 各大都市は、他の大都市での台帳出図に備え、バックアップを複数用意する。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第 11 条 毎年一回連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(社)日本下水道協会の関係者及び表 - 2 に掲げる職にあるものとする。

(協 議)

第 12 条 このル - ルに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

附 則

- 1 このルールは、平成 22 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

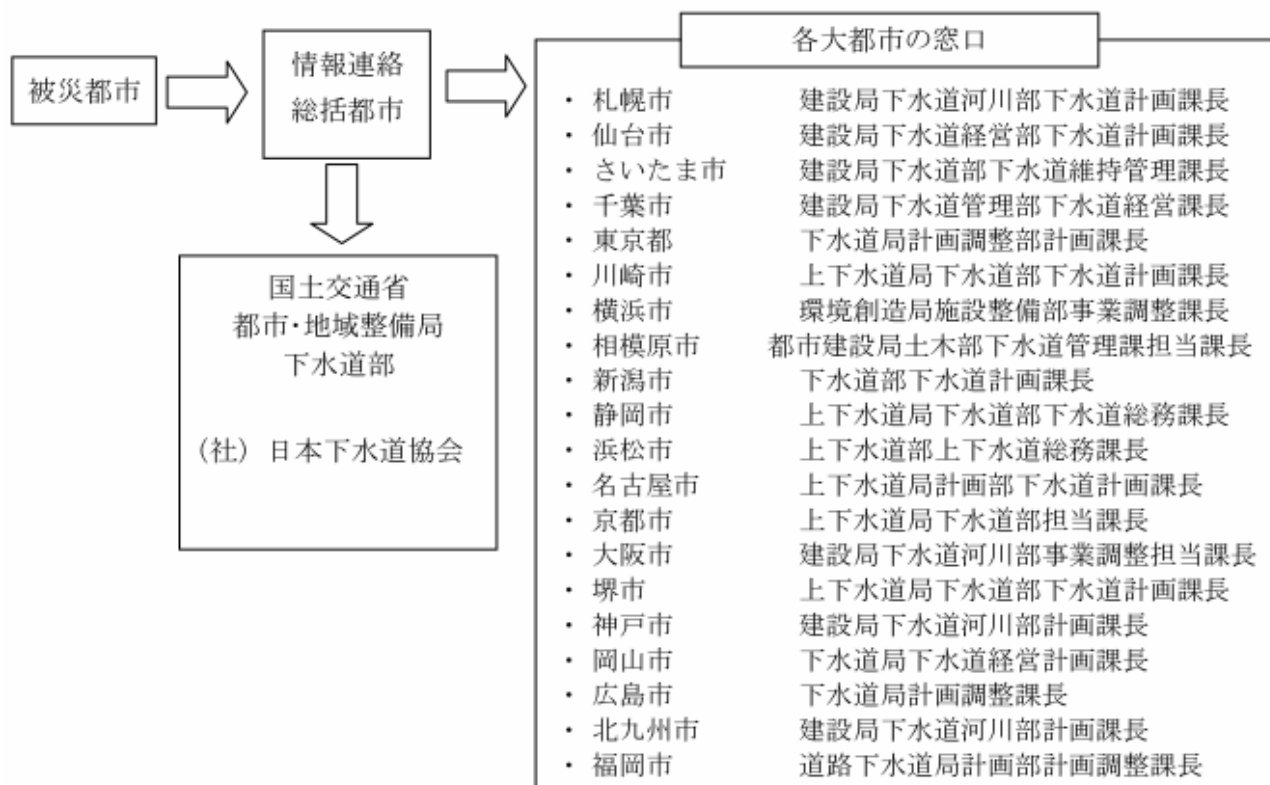
平成 8 年 5 月 16 日制定
平成 9 年 10 月 30 日改正
平成 16 年 1 月 27 日改正
平成 20 年 2 月 20 日改正
平成 21 年 10 月 7 日改正
平成 22 年 9 月 30 日改正

[表－1] 災害時における連絡・連携体制について（第3条関係）

災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。

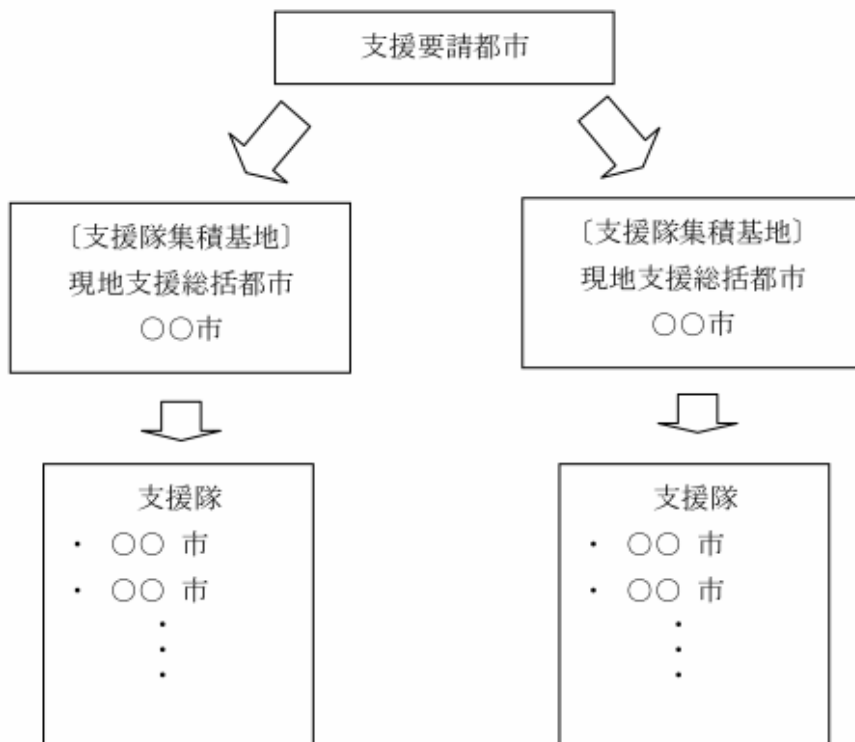
ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			

[表－2] 緊急時の情報連絡体制（第3条関係）

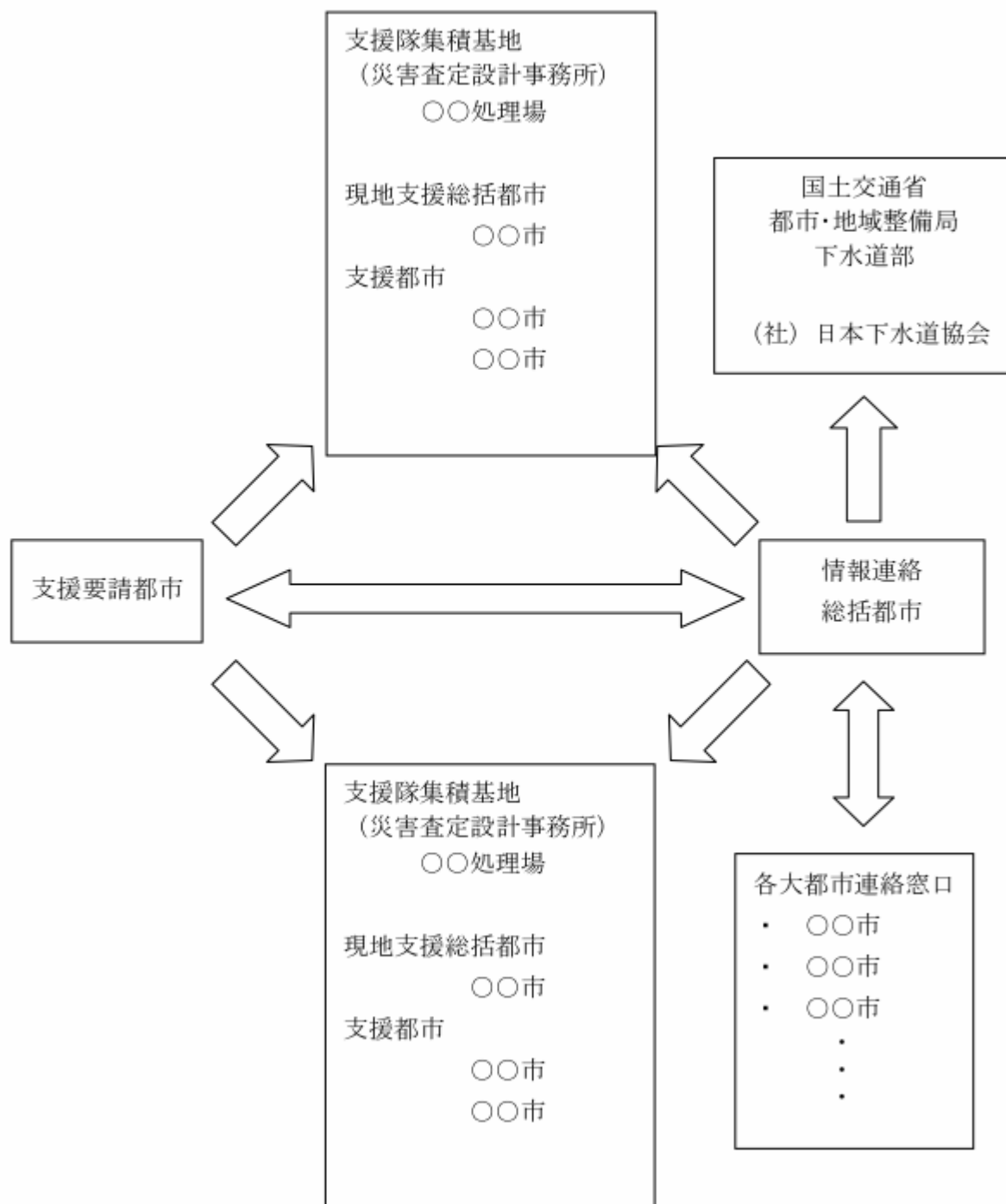


注) 個別の電話番号、FAX 番号、E-mail は災害時支援大都市連絡会議設置要綱第3条第1項に定める別表－1を参照すること。

[表－3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）



[表-4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



18 災害廃棄物の処理

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく応急対策用資機材の提供等に関する要領（再掲 p.32 参照）

20 被災市町村事務全般の支援

19 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 本覚書は、「19 大都市災害時相互応援に関する協定」(以下「応援協定」という。)及び「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」(以下「実施細目」という。)において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

- (1) 連絡担当課名
- (2) 連絡担当責任者の職氏名
- (3) 連絡担当責任補助者の職氏名
- (4) 電話番号その他連絡に必要な事項

(応援の種類)

第3条 被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人的応援
応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣
- (2) 物的応援
必要な物資・機器材の提供
- (3) 施設の応援
高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

2 前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

(人的応援)

第4条 前条第1項第1号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護関係業務
- (2) 児童福祉関係業務
- (3) 障害者福祉関係業務
- (4) 高齢者福祉関係業務
- (5) その他災害救助に必要な業務

2 被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援業務の内容
- (2) 必要とする職種、資格、能力等
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援業務に従事する場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

(物的応援)

第5条 第3条第1項第2号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。

- (1) 食糧
- (2) 被服・寝具その他の生活必需品

- (3) 要援護者用福祉用具
- (4) その他災害救助業務に必要な用具
- 2 被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
 - (2) 搬入場所及びその経路
 - (3) 連絡先、その他物的応援に必要な事項

(施設的応援)

第6条 第3条第1項第3号にいう施設的応援の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 生活保護施設
- (2) 児童福祉施設
- (3) 障害者福祉施設
- (4) 高齢者福祉施設
- (5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設
- 2 被災都市は、施設的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
 - (2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
 - (3) 連絡先、その他施設的応援に必要な事項

(応援要請の方法)

第7条 本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第2条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第8条 応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出勤した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出勤した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。
また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。
- 5 前4項により、被災都市の応援を実施する都市(以下「応援都市」という。)は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

(幹事都市及び副幹事都市)

第9条 幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
- (2) 各都市の連絡担当課の周知
- (3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進
- (4) 第14条の規定により各都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
- (5) その他被災都市から特に要請のあった業務
- 2 幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。
- 3 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。
- 4 前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと

認められるときは、次条に定める近隣都市は、第1項第1号及び第5号の業務を代行することができる。

5 前4項により難しい場合は、大都市が協議して定めるものとする。

(近隣都市)

第10条 近隣都市は、前条第4項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。

この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

(2) 前号後段の規定により現地に出動した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。

2 近隣都市は、別表2に掲げる都市とする。

3 近隣都市は、前条第4項又は第1項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

4 近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

(一般的な経費負担)

第11条 この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市(以下「応援要請都市」という。)の負担とする。

2 第8条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。

3 応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 前条の規定にかかわらず、第4条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費負担等)

第13条 応援都市は、第11条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。

2 応援都市は、市長(都知事)名による請求書に係る書類を添付し、連絡担当課を經由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるもの

とする。

(その他)

第 14 条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

附 則

1 この覚書は、平成 21 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 21 年 12 月 28 日

札幌市保健福祉局長	岡本	龍一	名古屋市健康福祉局長	長谷川	弘之
仙台市健康福祉局長	上田	昌孝	京都市保健福祉局長	浅野	義孝
さいたま市保健福祉局長	盛	聖	大阪市健康福祉局長	平田	修一
千葉市保健福祉局長	宮野	光正	堺市健康福祉局長	西出	茂春
東京都福祉保健局長	安藤	立美	神戸市保健福祉局長	桜井	誠一
川崎市健康福祉局長	菊地	義雄	岡山市保健福祉局長	鈴木	弘治
横浜市健康福祉局長	立花	正人	広島市健康福祉局長	三村	義雄
新潟市健康福祉部長	阿部	愛子	北九州市保健福祉局長	日高	義孝
静岡市保健福祉子ども局	寺前	泰男	福岡市保健福祉局長	井崎	進
浜松市社会福祉部長	杉山	浩之			

(別表 1) (第 9 条関係)

順	都市名	順	都市名	順	都市名	順	都市名
1	広島市	6	堺市	11	横浜市	16	岡山市
2	千葉市	7	東京都	12	名古屋市	17	仙台市
3	札幌市	8	大阪市	13	新潟市	18	神戸市
4	静岡市	9	川崎市	14	北九州市	19	さいたま市
5	福岡市	10	京都市	15	浜松市		

*順は、平成21年度を 1 とする。

(別表2) (第10条関係)

被災都市	近隣都市名		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	東京都	千葉市
仙台市	東京都	千葉市	さいたま市
さいたま市	東京都	千葉市	仙台市
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	千葉市
横浜市	川崎市	東京都	千葉市
新潟市	仙台市	さいたま市	東京都
静岡市	横浜市	川崎市	東京都
浜松市	静岡市	名古屋市	横浜市
名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
京都市	大阪市	神戸市	名古屋市
大阪市	神戸市	京都市	堺市
堺市	大阪市	神戸市	京都市
神戸市	大阪市	京都市	名古屋市
岡山市	神戸市	広島市	大阪市
広島市	岡山市	北九州市	福岡市
北九州市	福岡市	広島市	岡山市
福岡市	北九州市	広島市	岡山市

(注) 第1順位の都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。なお、上記によりがたい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

22 文化財の緊急保全

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく 文化財建造物の被災調査に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)
第3条第1項第1号及び第5号に規定する応援項目のうち文化財建造物の被災調査の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被応援府県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災文化財建造物の被災程度、被災金額の算定及び応急措置
- (2) その他文化財建造物の被災調査に必要な事項
- (3) 前各号に定める応援に必要な職員の派遣

(応援要請手続等)

第3条 協定第5条第1項の規定により、応援を受けようとする府県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目」(以下「実施細目」という。)第3第1項の「応援要請書」(様式2-1)により、関西広域連合に応援を要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同要請書を速やかに提出するものとする。

2 被応援府県は、応援内容を実施細目第3第2項の「応援要請内訳書1(職員の派遣)」(様式2-2)により関西広域連合(実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は当該被応援府県を割り当てられた応援府県)に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

3 関西広域連合は、協定第5条第2項の応援計画の作成において、原則、国宝・重要文化財・重伝建地区・国登録有形文化財及び重要美術品の被害調査については文化庁と調整し、その他条例に基づく府県指定文化財等の調査については近畿府県担当者と調整を図ることとし、市町村指定文化財等及び歴史的建造物については、市町村担当者及び必要に応じて適切な外部学術団体等と調整の上、調査を依頼するものとする。ただし、実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は、当該被応援府県を割り当てられた応援府県が文化庁等と調整するものとする。

(応援部隊の誘導)

第4条 被応援府県は、被災後、関西広域連合等と協議して受入拠点又は受入指定場所を定め、誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(担当主管課)

第5条 各府県等の担当主管課は別表1に定めるとおりとする。

(事前資料の交換)

第6条 文化財建造物の被災調査の実施に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては毎年見直しを行い、6月末までに事前資料のとりまとめに関する担当府県(別表2)に提出し、各府県相互に交換するものとする。

- (1) 各府県等担当主管課及び責任者等名簿(別表1)

- (2) 国・府県・市町村指定文化財等の目録（別紙 1）
- (3) 国・府県・市町村指定文化財等の被害状況調査票（別紙 2）

（職員派遣）

第 7 条 この要領に基づき実施する職員の派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、府県及び関西広域連合で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 6 日から適用する。

別表 1

近畿圏危機発生時相互応援基本協定（文化財建造物の被災調査）
各府県等担当主管課及び責任者等名簿

平成 25 年 3 月 6 日現在

団体名	部局名	課 名	連絡先	責任者職氏名	担当者職氏名
福井県	教育庁	生涯学習・文化財課	電 話 F A X		
三重県	教育委員会事務局	社会教育・文化財保護課	電 話 F A X		
滋賀県	教育委員会事務局	文化財保護課	電 話 F A X		
京都府	教育庁指導部	文化財保護課	電 話 F A X		
大阪府	教育委員会事務局	文化財保護課	電 話 F A X		
兵庫県	教育委員会事務局	文化財課	電 話 F A X		
奈良県	教育委員会事務局	文化財保存課	電 話 F A X		
和歌山県	教育庁生涯学習局	文化遺産課	電 話 F A X		
徳島県	教育委員会	教育文化政策課	電 話 F A X		
関西広域連合	広域防災局	広域企画課	電 話 F A X		

「部局名」及び「課名」に変更があった場合は随時修正できるものとする。

別表 2

文化財建造物の被災調査に関する事前資料のとりまとめに関する担当府県表

年度	府県名	部局名	課名	電話番号等
平成 21 年度	大阪府	教育委員会 事務局	文化財保護課	電話 F A X メール
平成 22 年度	兵庫県	教育委員会 事務局	文化財課	電話 F A X メール
平成 23 年度	奈良県	教育委員会 事務局	文化財保存課	電話 F A X メール
平成 24 年度	和歌山県	教育庁 生涯学習局	文化遺産課	電話 F A X メール
平成 25 年度	徳島県	教育委員会 事務局	文化財保護課	電話 F A X メール
平成 26 年度	福井県	教育庁	生涯学習・文化 財課	電話 F A X メール
平成 27 年度	三重県	教育委員会 事務局	社会教育・文化 財保護課	電話 F A X メール
平成 28 年度	滋賀県	教育委員会 事務局	文化財保護課	電話 F A X メール
平成 29 年度	京都府	教育庁指導部	文化財保護課	電話 F A X メール

「部局名」及び「課名」に変更があった場合は随時修正できるものとする。

国・府県・市町村指定文化財等の目録

建	建	建	建	建	建	建	区
国	国	国	国	国	国	国	分
宝	宝	宝	宝	宝	宝	宝	奈良市
明33・4・7	明33・4・7	昭27・3・29	明32・4・5	昭28・3・31	明31・12・28	昭27・3・29	指定年月日
東大寺廻廊 東廻廊(二棟) 桁行折曲り延長四十二間、梁間一間 西廻廊(二棟) 桁行折曲り延長四十二間、梁間一間	東大寺中門 五間三戸楼門、入母屋造、本瓦葺	東大寺転害門 三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺	東大寺開山堂 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、本瓦葺 附 須弥壇及び厨子 一具 須弥壇 八角造 厨子 八角造、春日厨子、宝形造、板葺	東大寺金堂(大仏殿) 桁行五間、梁間五間、一重もこし付、寄棟造、本瓦葺、正面唐破風付 銅板葺 附 棟札 一枚 宝永二年乙酉四月十日棟の記がある	東大寺鐘楼 桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、本瓦葺 附 棟札 一枚 于時延享二乙丑年冬十月十七日乙卯の記がある	東大寺法華堂 正面五間、側面八間、前部入母屋造、後部寄棟造、本瓦葺 關伽藍を含む 附 棟札 一枚 令修造損失甚多々大底如新造自正治元年八月八日の記がある	名
二棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	称
						(東大寺)	所有者(管理者・管理団体)
江戸 正徳6 一元文2 〔土居桁等墨〕	江戸 正徳4 〔棟札〕	奈良 天平宝字頃	鎌倉 建長2 〔東大寺統要録〕 内陣 鎌倉 正治2 〔東大寺別当次第〕他	江戸 宝永2 〔棟札〕	鎌倉 承元 〔入唐縁起〕	正堂 奈良天平19頃 礼堂 鎌倉 正治元 〔棟札〕 (文永元改造) 〔刻銘〕	時代区分
屋(昭24)○半解(昭36)	○半解(昭36)	解(昭6)	○解(昭46)	○屋(昭54)	○解(昭41)	解(明32)屋(昭12)災部(昭36)○屋部(昭47)	備(修理歴等)考

別紙2 (例)

国・府県・市町村指定文化財等の被害状況調査票

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号 29	指定書番号 建第 1390号	枝番 1	調査年月日 調査員	年 月 日						
指定名称及 員数	春日大社本社本殿 4棟			4棟	建立年代 江戸						
指定区分	国宝	指 年 月 日	明34.8.2	所在地	奈良市春日野町160						
所有者名	春日大社			所有者 住 所	奈良市春日野町160						
所有者 緊急連絡先	担当者名： TEL：0742-22-7788			防災設備 (設置年)	自火報 1668 消火栓 1979 避雷設備 1968 防犯設備						
構造形式	第一殿より第四殿に至る4棟より成る,各一間社春日造,桧皮葺,各殿間及び両脇塀附属										
主要 寸法	桁行 m	2.515	梁間 m	1.924	軒の出 m	0.954	軒高 m	3.136	棟高 m	3.136	
	平面積 ㎡	8.196	軒面積 ㎡	24.663	壁面積 ㎡	224.7	漆喰塗 224.7				
	屋根面積 ㎡	36.175	檜皮葺 36.175								
	塗装面積 ㎡	818	朱塗 354	丹朱塗 332.4	黒塗 79.2	胡粉塗 6.9	緑青 69.2	漆塗 22.9			
破 損 状 況	部 位	破 損 度		特 記 事 項							
	基 礎										
	軸 部										
	屋 根										
	外 壁										
	内 壁										
	床										
	天 井										
	建 具										
	塗 装										
そ の 他											
周 辺 の 状 況											
総 判 定	大破 中破 小破		(調査員所見：)								
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置 に関する助言内容										
	修理方針	A:解体修理		B:半解体修理		C:屋根葺替		D:部分修理 ()			
		防災設備復旧事項									
	復旧事業費				積 算 根 拠						
	総事業費			千円							
	本体工事費			千円							
付帯工事費			千円								
設監費			千円								
事務費			千円								

近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会 災害時の相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会（この協議会は、滋賀県社協、京都府社協、大阪府社協、兵庫県社協、奈良県社協、和歌山県社協、京都市社協、大阪市社協、神戸市社協、堺市社協で構成し、以下「ブロック社協」という。）の管内で、地震等災害により住民生活に甚大な被害が発生した場合、ブロック社協の相互支援の精神に基づき、社会福祉協議会の特性を發揮した救援活動を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(対象災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法で定義されている地震、津波及び風水害等で、原則として災害救助法が適用された大規模災害とする。

(幹事社協の設置及び役割)

第3条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動の準備を行うために、ブロック社協に幹事社協を設置する。幹事社協は府県社協が次の各号に定めるところにより担当するものとする。

- (1) 幹事社協は、別に定める順（以下「当番順」という。）により、一年度ごとに府県社協が担当する。ただし、第3号の規定により、年度の途中で幹事社協となった府県社協は、当該年度の残存期間に加えて、次年度も幹事社協となるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、幹事社協に係る府県が被災した場合は、次期幹事社協の府県社協が幹事社協となるものとする。なお、次期幹事社協に係る府県も被災した場合は、当番順により被災していない府県の府県社協が幹事社協となるものとする。
- (3) 幹事社協が第4条の規定によりブロック救援本部を設置し、その役割を終えた場合は、幹事社協は次期幹事社協に移るものとする。
- (4) 第4条ただし書きの規定により幹事社協以外の府県社協がブロック救援本部を設置した場合その他特別な事由がある場合の幹事社協の担当順は、府県社協で協議して決定するものとする。

2 幹事社協の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後（災害救助法の適用がない場合でも、被災したブロック社協から救援活動要請若しくはその可能性があることの連絡を受けた場合又は災害救助法の適用がなされる可能性が高い場合を含む。）の被災状況の把握及び相互支援に関する連絡、協議に関すること。
- (2) 近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会福祉救援合同本部（以下「ブロック救援本部」という。）を設置すること。

(ブロック救援本部の設置)

第4条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動を円滑に実施するために、幹事社協は被災状況、被災地の社協及びブロック社協の意見を勘案して、ブロック救援本部を幹事社協に設置するものとする。ただし、ブロック救援本部を幹事社協以外の府県社協に置くことが適当と考えられる場合は、

府県社協で協議して、ブロック救援本部を設置する府県社協を決めるものとする。

- 2 ブロック救援本部の本部長は、同本部を設置した府県社協会長が務める。また、同本部を設置した府県社協の管内に指定都市社協がある場合は、その指定都市社協会長が副本部長となる。
- 3 ブロック救援本部は、ブロック社協に職員の派遣を求められることができる。
- 4 ブロック社協は、ブロック救援本部から支援要請があった場合は、協定にもとづいて必要な支援をするものとする。
- 5 ブロック救援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災地のブロック社協との連絡、協議に関すること。
 - (2) 被災地情報の収集、提供に関すること。
 - (3) 救援活動計画の策定及びブロック社協に対する支援要請に関すること。
 - (4) 救援活動の終了時期の決定に関すること。
- 6 ブロック救援本部は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）との連絡調整を密に行うとともに、必要な支援を要請する。

（相互支援の内容）

第5条 相互支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 社協職員の派遣

社協職員は、社協活動の専門性が発揮できる、次の業務に従事する。

- ア 被災地支援のボランティアのコーディネート
- イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
- ウ 生活福祉資金特別貸付の実施
- エ その他救援活動に必要な事項

(2) ボランティア活動に対する支援調整

- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物品、資材及び器材の提供及び斡旋

（経費）

第6条 救援活動に係る社協職員の派遣に要する経費は、救援した社協の負担とする。

- 2 ブロック救援本部の運営に関する経費は、全社協が行う「福祉救援活動資金援助制度」及び中央共同募金会が行う「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」、都道府県共同募金会が積み立て災害時に対応する「準備金」を活用するほか、ブロック社協の共同負担とする。

（連絡会議）

第7条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、近畿ブロック府県・指定都市社協災害時相互支援に関する連絡会議での協議を経て定めるものとする。この連絡会議は、近畿ブロック府県社協・指定都市社協の常務理事・事務局長をもって構成する。

(別紙1)

近畿ブロック府県・指定都市社協
災害時の相互支援に関する協定 幹事社協年次一覧表

年 度	幹 事 社 協
平 成 1 7 年 度	滋 賀 県 社 協
平 成 1 8 年 度	京 都 府 社 協
平 成 1 9 年 度	大 阪 府 社 協
平 成 2 0 年 度	兵 庫 県 社 協
平 成 2 1 年 度	奈 良 県 社 協
平 成 2 2 年 度	和 歌 山 県 社 協
平 成 2 3 年 度	滋 賀 県 社 協
平 成 2 4 年 度	京 都 府 社 協
平 成 2 5 年 度	大 阪 府 社 協
平 成 2 6 年 度	兵 庫 県 社 協
平 成 2 7 年 度	奈 良 県 社 協
平 成 2 8 年 度	和 歌 山 県 社 協
平 成 2 9 年 度	滋 賀 県 社 協
平 成 3 0 年 度	京 都 府 社 協
平 成 3 1 年 度	大 阪 府 社 協
平 成 3 2 年 度	兵 庫 県 社 協
平 成 3 3 年 度	奈 良 県 社 協
平 成 3 4 年 度	和 歌 山 県 社 協

以下の2つの様式は、掲載を省略しました。

(別紙2) 「近畿ブロック府県・指定都市社協 災害時の相互支援に関する協定連絡窓口所
管部課報告書」

(別紙3) 「近畿ブロック府県・指定都市社協 災害相互支援協定連絡窓口一覧」